

11月も後半です。季節の変わり目です。今年は感染症対策が心配ですね。

一人一人の行動が、昨年と大きく変わりました。企業の労務にも在宅等の勤務が、勤務の仕方を大きく変えています。仕事の仕方が変わります。在宅勤務、時差出勤等「働き方の改革」は本格化するでしょう。取引先も変わります。

大きな社会の変化は、法整備が必要です。労働法の改正は繰り返されるでしょう。労災も改正されました。複数事業者勤務等の労働者保護がされました。就業規則や賃金改定は昭和・平成の時代の規定が多く「働き方改革」の社会的な変化に対応できていないのではないのでしょうか。

皆さん仕事は、従来の法令と法改正の内容を労働者や経営者にわかりやすく説明し、従来の規定集の見直しをすること等です。